

令和8年度 尾道市産前・産後サポート事業

(家事・育児支援サービス助成金支給事業)

尾道市では、安心して子育てができるよう、妊娠中から産後1年の間に、育児や家事支援サービスを利用した際の、利用料金の助成を行っています。

利用できる人

次の①～③すべてにあてはまり、支援が必要であると市が認定した人

- ① 尾道市に住民票がある
- ② 家族等から十分な支援が受けられない
- ③ 心身の不調や育児に不安などがある

助成割合

課税世帯	8割
非課税世帯	10割
生活保護世帯	10割

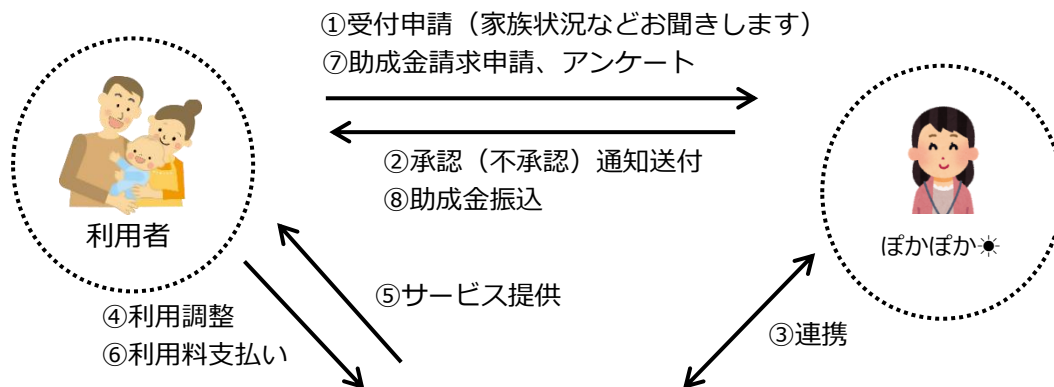
内容

事業所による家事・育児支援サービスを
**1日2回、1回2時間以内、延べ20時間までの
利用料金を、世帯所得に応じて8～10割助成**

8割助成の場合

600円のサービスを
10時間利用した場合、
4,800円が助成されます

助成金支給までの流れ



事業所 ・ファミリー・サポート・センター・住民参加型ふれあいサービス・シルバー人材センター

※家事・育児支援サービスを利用するためには、妊産婦さんご自身による事業所への利用登録が必要です。

※この事業への申し込みや、事業所への利用登録は、産前にすませておくことをおすすめします。

申し込み先

* 尾道市こども家庭センターぽかぽか☀ TEL0848-36-5003 へお電話ください。

* 面接を通じて、妊産婦さんの支援状況等をお伺いし、支援内容をご説明したうえで申し込みいただきます。

面接場所 尾道市健康推進課 総合福祉センター2階/因島総合支所内/瀬戸田福祉保健センター内/御調保健福祉センター 等

持ち物 運転免許証等本人確認できるもの / 親子 (母子) 健康手帳

※令和8年1月1日に尾道市に住民登録がない方の場合、前住所地の市区町村長が発行する所得課税証明書を提出していただく場合があります。

【問い合わせ先】 尾道市こども家庭センターぽかぽか☀

尾道市健康推進課 すこやか親子係

電話 0848-36-5003

電話 0848-24-1960